

公益財団法人徳間記念アニメーション文化財団

令和8年度 事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

1. アニメーション文化に関する展覧会事業の企画及び運営（1号事業関係）

(1) 常設展示（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

令和8年度についても、アニメーションの仕組みから、アニメーション映画の制作過程やスタジオの雰囲気などを実際のアニメーションの作品資料や制作展示物等で紹介します。昨年度と同様に適宜、各種の改良、展示物の追加を行う予定です。

(2) 企画展示「山脇百合子の仕事部屋」展 ～ごちゃごちゃから見えるもの～

期間：令和7年11月19日～令和9年5月（仮）

場所：一階企画展示室（133㎡）、一階北側ギャラリー、二階南側ギャラリー

協賛：日清製粉グループ、ローソンエンタテインメント、日本テレビ放送網

協力：福音館書店 宮城県美術館

特別協力：スタジオジブリ

令和7年度11月から引き続き『山脇百合子の仕事部屋』展を開催します。

1960年代初頭、『いやいやえん』や『ぐりとぐら』の発表により、中川李枝子さん、山脇百合子さん姉妹は、戦後の停滞していた子どもの本の世界に新しい風を吹き込みました。

これらの本の出版は、アニメーション業界に新しい風をもたらした高畑勲監督や宮崎駿監督にも大きな影響を与えました。姉妹が、子どもへのあふれんばかりの愛情を作品に注ぎ込む姿勢は、スタジオジブリが映画制作に向かう姿勢とも重なります。

本展示では、山脇百合子さんが手がけた仕事を、ジブリ美術館ならではの試みで紹介します。

企画展示室では、山脇百合子さんの仕事部屋を再現します。山脇さんが高校生の頃から始まった画業生活を物語るその部屋は、彼女の人柄を映し出す数多くの品々であふれています。

物語の作者が紡ぎ出す空想の世界を、山脇さんはどのようにして絵として表現してきたのでしょうか。部屋の細部をたどることで、その秘密に近づきたいと考えています。

一階北側ギャラリーでは、山脇さんの年代別ヒストリーを紹介します。

二階南側ギャラリーでは、山脇さんが画業で関わった絵本を山小屋に見立てた本棚に並べ、お客様が自由に手に取って閲覧できるように展示します。

(3) 映像展示室における短編アニメーション映画の上映

下記のスタジオジブリ短編アニメーション 10 作品を、順次上映いたします。

「くじらとり」	(原作 中川李枝子・山脇百合子)	上映時間約 16 分)
「コロの大さんぽ」	(原作 宮崎駿)	上映時間約 15 分)
「めいとこねこバス」	(原作 宮崎駿)	上映時間約 15 分)
「やどさがし」	(原作 宮崎駿)	上映時間約 12 分)
「水グモもんもん」	(原作 宮崎駿)	上映時間約 15 分)
「星をかった日」	(原作 井上直久)	上映時間約 16 分)
「ちゅうずもう」	(原作 日本民話より)	上映時間約 13 分)
「パン種とタマゴ姫」	(原作 宮崎駿)	上映時間約 12 分)
「たからさがし」	(原作 中川李枝子・山脇百合子)	上映時間約 9 分)
「毛虫のボロ」	(原作 宮崎駿)	上映時間約 14 分)

(4) 入場券の販売

昨年度に引き続き、ローチケ WEB サイトでの販売、三鷹市民及び近隣市民向けの販売、JTB グループでの海外向け販売を行う予定です。

(5) その他

令和 8 年 10 月 1 日 (木) に「三鷹市民および近隣市民デー」、10 月 3 日 (土) に「三鷹市民デー」を設定し、三鷹市民及び近隣市民を無料招待します。

また令和 8 年 10 月に「三鷹の森フェスティバル」を、特定非営利活動法人みたか都市観光協会主催の下、三鷹市と共催で参画します。

2. アニメーション作品及びその資料の収集、保管及び展示並びにアニメーション文化に関する調査研究、普及啓発及び活動の奨励 (2号事業関係)

(1) アニメーション作品及びアニメーションに関する資料の収集、保管及び展示

昨年度に引き続き、国内外の優れたアニメーション作品およびその制作資料等の収集を行い、保有資料に関する資料台帳の整備を行うとともにデータ化を進めます。同時に、保有資料に関する長期保管のための保護処理・修復等の措置も行います。

今年度についても、スタジオジブリ作品関連の作品資料を中心に、引き続き整理保管作業を行いつつ、過去の保管資料の保管箱の経年劣化に対し、保管箱の入れ替えを行い、資料の保管環境の見直しを行います。

また、資料貸出希望に対して、貸出先博物館への学芸員の同行を含めた展示環境の整備・向上に努めるほか、複製制作を充実することで一次資料の保護を行うなど、資料の活用と保護の両観点から取扱いを注視していきます。

(2) アニメーション文化に関する調査研究

アニメーション作家、作品についての基礎的調査については、今期も引き続き行ってまいります。財団創設以来続けてきた日本のアニメーション・スタジオ史を先行研究とし、国内外のアニメーション作品、および、そのルーツや後世に影響を与えた作品や人物、スタジオを主な調査研究対象として、文献調査や関係者への聞き取り調査等を行います。

(3) アニメーション文化調査研究活動助成制度

アニメーション文化に関する調査研究活動に関しては、引き続きアニメーションに関連する大学・大学院の学科・学部事務局への募集連絡を行うほか、美術館公式サイトでの告知の強化として過去の助成論文の掲載、選考委員の所感の掲出をいたします。今年度も応募期間を拡大して告知を行い、幅広く研究計画の応募を行います。

(4) アニメーション文化に関する普及啓発

①お話の会（図書閲覧室「トライホークス」）

子ども達に絵本の読み聞かせをする「お話の会」を週1回実施する予定です。

②季刊「トライホークス」の発刊

様々な方面で活躍している方々のおすすめの本を紹介する『季刊トライホークス』については、今年度も6月、9月、12月、3月の年4回発刊する予定です。

(5) アニメーション文化講座の開設

平成24年度から、三鷹ネットワーク大学と協力して開催してきた「アニメーション文化講座」は参加者からも好評を得て一定の成果をあげてきました。第13回となる今年度につきましても、引き続きアニメーションの普及啓発のために、有意義な企画を検討いたします。

(6) アニメーション関連展覧会への企画協力及び展示制作協力

下記展覧会には、制作協力として参加するとともに、当財団収蔵の作品資料を貸し出す予定です。

①「高畑勲展」

場所 ローザンヌ州立デザイン美術館（スイス）

会期 令和8年4月24日（金）～令和8年9月27日（日）予定

②「食べるを描く。増補改訂版」展

場所 ジブリパーク（愛知）

会期 令和4年11月1日（火）～令和8年6月（予定）

(7) アニメーション映画のライブラリー事業

今年度も、これまでのライブラリー作品の非劇場上映、ビデオグラム販売を中心に行います。

3. 三鷹市の公の施設に係る指定管理者の指定を受けて行うアニメーション美術館の管理運営（3号事業関係）

三鷹市立アニメーション美術館において下記の管理運営を行います。

- ・美術館建物及び設備の日常的な維持管理・保守
- ・美術館建物及び敷地における日常的な清掃管理
- ・美術館建物及び敷地の植栽の維持管理・整備
- ・美術館建物及び敷地の病虫害駆除および防除作業
- ・美術館建物及び敷地内の常駐警備（警備会社に委託）

また、5月・11月のメンテナンス休館期間には、館内・館外全般の補修や清掃を集中して行います。

4. 三鷹市の委託を受けて行うアニメーションに関する事業（4号事業関係）

三鷹市が開催するアニメーション関連事業の一環として、令和9年3月に行われるアニメーション上映イベント「三鷹の森アニメフェスタ 2027」について、三鷹市より委託を受けて企画協力という形で運営に参画いたします。

5. 展覧会事業に付帯する図録その他の印刷物並びにアニメーション文化に関する出版物、映像及び音楽に関する製品の製作及び販売（5号事業関係）

常設展示、企画展示に関連した図録やその他の印刷物を制作し、アニメーション文化に関する出版物、映像および音楽に関する製品を販売致します。

6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業（6号事業関係）

特別な事業等は予定していません。

以上

別紙 2

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	定款第4条第1項、第2項、第3項、第4項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
02	本事業は、幅広く不特定多数のものに対し、国内・海外の優れたアニメーション作品を紹介し、アニメーションが創造される過程と姿に触れる機会を提供することにより、アニメーション文化の発展向上に貢献しているものであることから、「文化及び芸術の振興を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))		
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当する区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかわかるように記載してください。)
(6) 調査、資料収集	1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	「2. アニメーション作品及びアニメーションに関する資料の収集、保管及び展示、並びにアニメーション文化に関する調査研究、普及啓発及び活動の奨励」が該当する。 1. 本事業は、多くの人々にアニメーション作品並びにアニメーション文化への理解を深めてもらうことを目的として、アニメーション作品のフィルムや制作時の原画、動画、背景画を中心に資料の収集保管に努めるほか、作家、作品の調査研究を行い、企画展示やイベント、作品上映等によって活用を図っているものである。このことは、当財団の定款及び事業計画に位置づけており、財団のホームページでも公開している。 2. 収集した資料や調査研究結果については、毎年発行している紀要において発表しているほか、ホームページ上にも公開している。 3. 収集保管、調査研究に当たっては、当財団の学芸員が適切に関与している。 4. 収集保管、調査研究は、当財団の学芸員が行っており、写真撮影や印刷製本などの一部の業務を除き、委託はしていない。
(10) 博物館等の展示	1.当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマに沿った展示内容/出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている/テーマで謳っている公益目的とは異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.資料の収集・展示について専門家が関与しているか。 4.展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。	「1. アニメーション美術館における展覧会事業」が該当する。 1. 当美術館での展示は、不特定多数の者を対象に、世界の優れたアニメーションが創造される過程と姿に触れる機会を提供し、アニメーション文化の発展の一助となり、心豊かな社会の形成を目指しているものである。このことは、当財団の定款及び事業計画に位置づけており、財団のホームページでも公開している。 2. 多くの人々に、世界の優れたアニメーションが創造される過程と姿に触れる機会を提供するために、当財団の学芸員が中心となり、工夫を凝らした展示物の制作、陳列を行っている。 3. 展示のための資料の収集、展示品の選定、制作とその陳列等については、アニメーション監督などの専門家の指導協力を得ながら、当財団の学芸員が中心となって行っている。 4. 原則、毎週火曜日の定休日、展示替え休館、メンテナンス休館、年末年始休暇を除き、毎日10時から18時まで開館している。年間の開館日数は294日前後である。

(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>「2. アニメーション作品及びアニメーションに関する資料の収集、保管及び展示、並びにアニメーション文化に関する調査研究、普及啓発及び活動の奨励」のうち「活動の奨励」が該当する。</p> <p>1. 本事業は、不特定多数の者を対象に、アニメーション文化の理解及び発展のために、国内外におけるアニメーション文化に関する調査研究活動に対して助成を行うものである。このことは、当財団の定款及び事業計画に位置づけており、財団のホームページでも公開している。</p> <p>2. 当財団の行う助成制度については、学校や研究機関に告知するほか、当財団のホームページで広く公募をかけている。</p> <p>3. 助成の選考は、学識経験者及び当財団理事・学芸員で構成する選考委員が行い、利害関係者は排除されている。</p> <p>4. アニメーション研究家などの学識経験者及び当財団理事・学芸員が適切に関与している。</p> <p>5. 助成した対象者、内容等は、毎年発行している紀要に掲載しているほか、財団のホームページでも公開している。</p> <p>6. 助成対象者からの研究成果については、紀要別冊を作成して掲載しているほか、財団のホームページでも公開している。</p>	
(17) 主催公演	<p>1.当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか。(例:企画・選定の方針等の適切な手続が定められている/地域住民サービスとして行われる場合)企画段階で地域住民のニーズの把握に努めている</p> <p>3.主催公演の実績(公演名、公演団体等)を公表しているか。</p>	<p>「2. アニメーション作品及びアニメーションに関する資料の収集、保管及び展示、並びにアニメーション文化に関する調査研究、普及啓発及び活動の奨励」のうち「普及啓発」、並びに、「4. 三鷹市の委託を受けて行うアニメーションに関する事業」が該当する。</p> <p>1. 不特定多数の者を対象として、アニメーション文化の普及啓発を目的に、講演会、上映会などを主催して行っている。また、三鷹市から「三鷹の森アニメーションフェスタ」の一部プログラムの実施を受託し、講演会、上映会などを行っている。このことは、当財団の定款及び事業計画に位置づけており、財団のホームページでも公開している。</p> <p>2. 講演会、上映会の内容の決定については、当財団の学芸員が適切に関与している。また、三鷹市からの受託事業については、三鷹市コミュニティ文化課と連携して企画し、市民のニーズにこたえるべく企画決定している。</p> <p>3. 各種講演会、上映会等は、ホームページで事前告知するほか、開催実績については、毎年発行している紀要に掲載しているほか、財団のホームページでも公開している。</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>「3. 三鷹市の委託を受けて行うアニメーション美術館の管理運営」が該当する。</p> <p>1. 当美術館で展覧会事業を円滑に行うために、当美術館の建物管理を三鷹市から委託を受けて行っている。このことは、当財団の定款及び事業計画に位置づけており、財団のホームページでも公開している。</p> <p>2.</p> <p>ア. 当美術館の建物は、展覧会事業の開催場所として、公開されている。原則、毎週火曜日の定休日、展示替え休館、メンテナンス休館、年末年始休館を除き、毎日10時から18時まで開館している。年間の開館日数は294日前後である。</p> <p>イ. 保守管理については専門業者に委託するほか、技術者を常駐させて、適切に関与させている。</p>	

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	アニメーション文化の普及啓発の一環として行う出版物、映像及び音楽に関する製品の製作販売等の事業	第4条第5項、第6項
事業の概要		
<p>アニメーション文化の普及啓発活動の一環として下記の収益事業を行っている。</p> <p>1. 図録等の出版物の制作、及びアニメーション文化に関する出版物、映像及び音楽に関する製品の製作及び販売 当美術館の図録、パンフレット、ポストカード、並びに映像展示室で上映する映画や企画展示のパンフレットやポストカード・ポスター・ノート・しおりなどの印刷物を制作販売するほか、絵本・児童書やアニメーション関連書籍等の出版物を販売している。</p> <p>2. アニメーション文化の普及啓発活動に付帯して行う事業</p> <p>アニメーションに関する資料の収集、調査研究、及び、アニメーション文化の普及啓発活動を行う中で、他の美術館が主催するアニメーションに関連する展覧会の企画や展示制作の協力を行っている。内容によっては展示物の貸出しも行う。</p> <p>また、アニメーション文化の普及啓発活動の一環として、国内・海外の新旧の名作アニメーション作品を発掘して一般の方々でも視聴できる機会を作るために、シリーズで「三鷹の森ジブリ美術館ライブラリー」という名称を冠して、劇場で公開したり、DVD やブルーレイなどのパッケージ商品にしたり、TV 放映する活動を行っている。公益目的事業として、作品の収集、調査研究、普及啓発のための上映会等を行う一方で、販売業務についてはスタジオジブリ、ディズニー、日本テレビ等の協力を得て行っている。</p> <p>【事業をまとめた理由】</p> <p>上記の事業は、いずれもアニメーション文化の普及啓発活動の一環として行っている事業であり、アニメーションに関する出版物、展示、映像作品の企画制作並びに販売を目的として一体的に事業を行っていることから、まとめたものである。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。